

「第2期かわさき健康づくり21」及び「第4期川崎市食育推進計画」の 一体的策定と計画期間の延長について

1 「かわさき健康づくり21」及び「川崎市食育推進計画」の概要

(1) 「かわさき健康づくり21（川崎市健康増進計画）」の概要

- ・平成12年3月に国が公表した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の地方計画として、平成13年3月に「かわさき健康づくり21」を策定
- ・「今日の健康を明日へつなげる 健康都市かわさきをめざして」を基本理念として計画を推進している。
- ・生涯を通じた主体的な健康づくりとして、「栄養・食生活」などの健康的な生活の実践、生活習慣病予防の他、市民の健康づくりを支える環境整備に取り組んでいる。

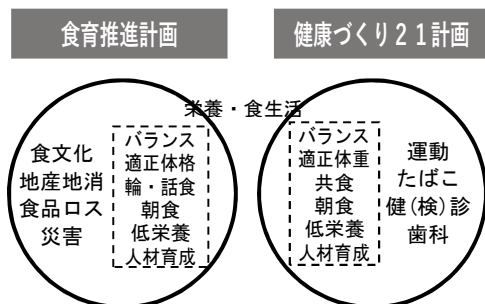
(2) 「川崎市食育推進計画」の概要

- ・食育基本法（平成17年7月施行）に基づき、平成20年3月に策定
- ・基本理念：心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現を目指す。
- ・市長を会長とする「川崎市食育推進会議」（条例設置）を設置し、計画を推進している。
- ・「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念とし、関連個別計画と連携しながら推進している。
- ・食生活の改善は、生活習慣病予防のために極めて重要であることから、「かわさき健康づくり21（川崎市健康増進計画）」との、より密な連携を要する。

2 「かわさき健康づくり21」と「川崎市食育推進計画」の一体的策定の必要性

(1) 両計画における方向性

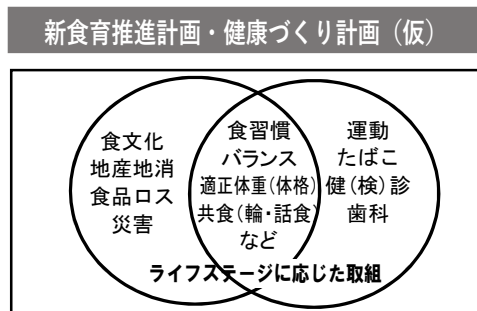
【現行】両計画は密接な関係性にある



課題・目標が重複

計画期間が異なるため、
調査や指標・表現が各々

【新体系】一体的策定により実効性を強化



課題・目標の統一化

計画期間を一致させることで、
調査の一元化、指標・表現の統一化

【メリット】

区役所等での
多職種の連携による
一体的な取組の推進

市民の健康増進に
係る直接的サービスの
質の向上

両計画は密接な関係性にあり、課題・目標が重複する状況にあるが、計画期間や計画策定に向けた実態調査実施時期が異なっていること等により、計画の指標・表現に不整合が生じ、連携を図っていく上での課題であった。

今後においては、健康づくり等の更なる推進と実効性の強化を図り、市民のより一層の健康増進や健康寿命の延伸を目指していくため、両計画の次期更新時期を令和6年度に一致させ、相互により密に連携した施策展開を図る。

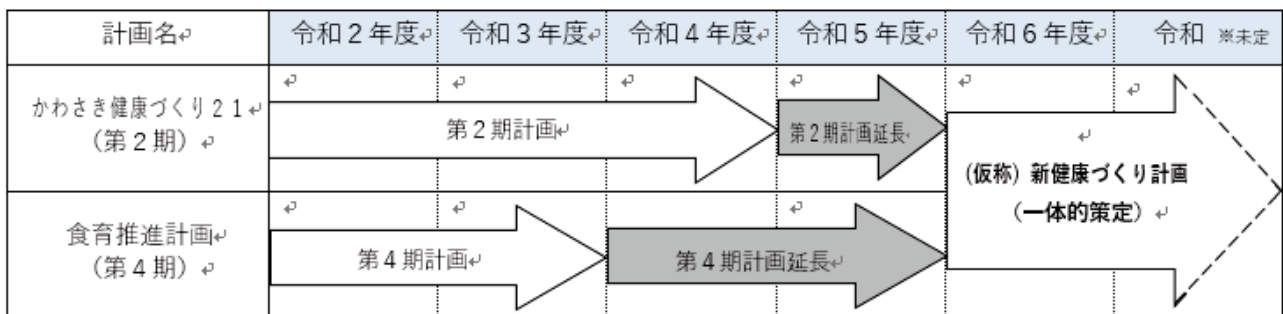
これにより、令和6年度に同様に次期計画の更新を予定する「かわさきいきいき長寿プラン」、「地域福祉計画」、「データヘルス計画」、「かわさき保健医療プラン」等、他の関連個別計画とも策定時期が一致することとなり、横展開の強化も可能となる。

3 国の「健康日本21」計画の期間延長について

その一方で、国においては、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、既に計画期間が一致している介護保険事業計画や医療計画などの関連計画の計画期間と、計画期間を一致させる方針から、現行計画である「健康日本21（第二次）」を1年延長する改正が行われ、計画期間の終期を令和4年度末から5年度末に変更するが、目標値・目標年の変更は行わないこととされたことから、本市においても令和5年度末まで1年延長する。

このことにより、現行の「第4期川崎市食育推進計画」についても、令和5年度末まで計画期間を2年間延長することとし、「かわさき健康づくり21（川崎市健康増進計画）」との一体的策定に取り組むこととする。

【計画期間延長スケジュール】



4 次期計画策定に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながらとなるが、次期計画の策定にあたっては、令和4年度に健康意識実態調査（両計画の一体的調査）の実施を予定する。